



「インフルエンザ予防接種」のご案内

65歳未満の方について

実施期間：令和5年10月15日～令和6年3月31日

対象者：久万高原町に住所を有する65歳未満の方

(60歳～64歳で心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方は65歳以上の方と同様の接種になります。)

指定医療機関	補助方法等	町の補助・回数
町内の医療機関	※医療機関が代理で、手続きをします。 接種費用から、補助額 2,000 円を引いた額をお支払いください。 ※ 運転免許証や健康保険証等住所の記載がある 本人確認書類を持参し、医療機関窓口にて委任状(各医療機関にあります)をご記入ください。	補助額 2,000円 1回のみ
町外の医療機関	※接種日の属する年度末までに、保健センターまで申請してください。 <申請時に必要なもの> ・医療機関発行の領収書 (予防接種名・接種者名・接種費用明記) ・通帳(接種者又は未成年の場合保護者のもの) ・印鑑(朱肉を使用するもの) ・母子健康手帳または予防接種済証の写し	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> ※13歳未満の方に限り 2回補助 </div>

***新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンは同時接種が可能です。**

※ただし、新型コロナワクチンとインフルエンザワクチン以外のワクチンは接種間隔を2週間以上あける必要があります。

***生活保護の方も窓口負担は同じです。**

***13歳以上で2回接種をご希望の方は、2回目は全額自己負担になります。**

***予防接種を受けようとする医療機関に必ず電話で接種可能か確認し、予約をしましょう。**

【重要】健康被害に対する救済措置について

この予防接種は、予防接種法に基づかない任意の予防接種に位置づけられています。このため、万が一ワクチン接種による健康被害が発生した場合は、予防接種法の被害救済の対象にはなりません。独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく、副作用救済給付が適用されます。

接種するときに、医師にワクチンについて確認をしてから接種を受けてください。



＜お問い合わせ先＞久万保健センター 電話 21-2700

